

令和6年4月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年4月5日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が4月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員 6番 首藤 重雄 委員
7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 藤澤 奈美江 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

付議議案

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いをいたします。
- 議長 しばらく議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。
- 局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席3番 藤澤 奈美江委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号7番 城野 幸司委員と、議席番号8番 赤嶺 雅也委員に議事録署名をお願いいたします。
それでは議案に入ります。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 次長 議案書の1ページをご覧ください。
議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和6年4月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 92 m² を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満

たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

3月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

首藤 私首藤より、3月26日に実施しました、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、これまで庭木や一部で果樹が植えられています。許可後は菜園として野菜等の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いいたします。第6地区の伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号1の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にあり、これまで譲受人が管理して庭木や果樹が植えられています。許可後は菜園として野菜や果樹の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 4ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和6年4月5日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 268m²について、所有権を移転し、自己の一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号2、(田) 614m²について、所有権を移転し、太陽光発電施設を建設するものです。なお、本件は平成24年7月より既に太陽光パネルが設置され、施設は建設済であるため、譲受人から始末書が提出されています。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

亀 井 私亀井より、3月 26 日に実施しました、議案第 15 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畠については、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 枚の畠になっており、これまで草刈り等により管理され、境界には木が植えられていましたが、これらは切られています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の田については、太陽光発電施設として利用するものです。

申請地とその周辺は、すでに太陽光発電パネルが設置されており、平成 24 年 7 月までに設置工事が行われていたとのことです。この件については、申請者より始末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。以上、5 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 次に担当推進委員さんより報告をお願いします。第 5 地区の平松推進委員さん。

平 松 第 5 地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号 1 の畠について、一般住宅として利用するものです。

申請地は小学校の裏手の集落の中にあり、草刈り等により管理されています。周辺は住宅地になっており、特に地域の農業に影響はないと思われます。

議 長 続きまして、第9地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の田について、太陽光発電施設として利用するものです。

申請地は東九州道の沿道にあり、すでに太陽光発電パネルが設置されています。周囲は太陽光発電施設のほか、養鶏場や山林・原野などになっており特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。太陽光パネルですが、後追いで申請しているわけですが、それは法令違反だったということですね。そのことについては、どのように委員処理をするのでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 ご指摘のとおり、この件に関しては平成24年7月に太陽光パネルを設置して、その時点では転用許可を取っていなかったという事案になって主 幹 おります。いわゆる違反転用とされるようなことになりますが、一番重いものとしましては、原状回復命令というものが措置としてはあります。ただ、実際、運用としましては立地基準や一般基準などの説明をさせていただいておりますが、転用してもいい場所や、周辺に影響がないかなど、そういう形で一般的な転用申請を行ってから許可ができるような位置や内容であれば、“追認”という形で許可すると運用上はなっておりますので、今回はそういう形で出てきたということになっております。ただし、追認案件については県に対して四半期ごとにこういった追認案件についても違反転用事案ということで報告をして、追認ということで違反上では解消されたという旨の報告を行うようになっております。

議 長 この件については、議案書が私のところに挙がってきたときに、事務局へ指摘をして、これは企業がしているので、「おかしい。事前着工になるな。」と思いました。太陽光は契約をしてやることであって、どこでおかしなことになったのかという質問をしたのですが、このような案件は、私

も平成24年は農業委員をしていたのですが、事前着工は1件もないんですね。この案件が初めてです。個人が作っていたというのを買い取るというのなら別ですが、企業がしたということは非常に悪質極まりない行為だということで、事務局には話しました。

議長 休憩します。

—休憩—

議長 再開します。

—再開—

赤嶺 また同じような事例が出たときに、「以前は通ったではないか。」と言うことになりませんか。

委員 そして、追認した判断は臼杵市の判断、しいて言えば農業委員会の判断ですよね。そのような責任を追及されたときに、後日同じような事案が出たときに許可せざるおえなくなる。原状回復の命令が出せないということになりますか。

議長 それは赤嶺委員が言う通りです。前例になるというのは100%です。臼杵市農業委員会が承認したということになりますから、今度そのような事例があって撤去させたときに、「前はさせてないじゃないか。」と言われたときには全く答弁ができません。

赤嶺 はい、わかりました。

委員

議長 他に質疑ございませんか。

この件については、今後十分に始末書の内容も見て、追加始末書を書いてもらうなどの相談はしてみます。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第16号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7ページとなります。

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和6年4月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第3号）「令和6年4月5日公告予定」になります。1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和6年3月末までに申し出がありました、白杵市全域の集積表であります。中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田について、15,621 m² 16筆、畑について、816 m² 1筆、合計面積は16,437 m² 17筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が7名に対して、借り手は6名となります。各筆明細につきましては、3~4ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和6年4月5日公告予定の農用地利用集積計画（第3号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第16号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第16号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いいたします。

次長 8ページをご覧ください。

議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

令和6年4月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大津 農林振興課の大津から、議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について説明をさせていただきます。

主幹 まず、箇所番号1についてですが、農振除外後は一般住宅として利用する計画となっております。転用者は白杵市外の借家に住んでいますが、子どもが産まれ住居が手狭に感じており、住宅を新築する場所を探していました。申出地は実家に近く、居住環境がいいことから当該地が

最適と考え、選定したものです。

箇所番号 2 についてですが、農振除外後は駐車場として利用する計画となっております。転用者は養鶏業を営んでおります。鳥インフルエンザ発生時対応等のために新たに駐車場を設けるための用地を探していました。事業所に近く、利便性が高いことから当該地が最適と考え、選定したものです。

箇所番号 3 についてですが、農振除外後は一般住宅として利用する計画となっております。転用者は申出地の隣の住居で両親と同居しておりますが、子どもが育ってきて住居が手狭に感じており、住宅を新築する場所を探していました。変更申出地は敷地の広さも十分で、実家に近く、高齢の両親の世話がしやすいことから当該地が最適と考え、選定したものです。

以上、農業振興地域整備計画の変更 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。第 13 地区、芦刈推進委員さん。

芦 刈 第 13 地区推進委員の芦刈です。3 月 19 日に現地調査を実施しました。

推進委員 申請地は登記地目が田ですが、現在は休耕中です。転用者は一般住宅として利用するということですが、申請地は集団的に利用されている農地ではなく、周りは宅地や道路に囲まれており、除外しても近隣農地への影響は最小限と考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないと考えます。以上、調査報告となります。委員皆さまの慎重な審議をお願いいたします。

議 長 続きまして、第 9 地区、佐藤推進委員さん。

佐藤清 第 9 地区推進委員の佐藤です。

推進委員 箇所番号 2 について報告いたします。3 月 21 日に現地調査を実施しました。

申請地は登記地目が田ですが、休耕地となっております。転用者は駐車場用地として利用するということですが、申請地の周りに耕作

されている農地はなく、除外しても近隣農地への影響は最小限であると考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないと考えます。以上、調査報告となります。委員皆さまの慎重な審議をお願いいたします。

議長 次に第2地区、木梨推進委員さん。

木梨 第2地区推進委員の木梨です。3月22日に現地調査を実施しました。

推進委員 申請地は登記地目が田ですが、現在は休耕地です。転用者は一般住宅として利用するということですが、申請地は集団的に利用されている農地ではなく、周辺農地への土砂流出等がないように、排出設備の計画もしております、除外しても近隣農地への影響は最小限と考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないと考えます。皆さま方の慎重な審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第17号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で本総会の議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。